

〈資料〉

島根大学訪問留学報告書

李 道 軍

[訳] 居石正和・陳 敬舒

本稿は、李道軍山東大学法学院教授の「島根大学訪問留学報告書」の邦訳である。李道軍教授は、島根大学との交流協定に基づき、二〇〇八年四月一日より、島根大学法文学部法経学科に研究員として来日され、同年十一月一日まで滞在された。研究課題は「日本現代の裁判制度改革における新しい課題について」であったが、この間、島根大学の講義に精力的に参加され、日本における法学教育の方法や内容、カリキュラム全般にわたる研究もされている。

李道軍教授が来日されていた時期は、日本国内では司法制度改革、とりわけ裁判員制度の導入をめぐる議論がさかんに行われていた。中国でも裁判制度改革が議論されていた時期でもあり、李道軍教授は、日本の裁判員制度をめぐる議論に深く興味を懷かれ、日本の司法制度改革に関する調査・研究を進められた。

山東大学に帰られて後、李道軍教授が日本での留学成果を報告書にして山東大学に提出されたのが本稿である。本稿では、第一に、中国の法学者から見た日本の法学教育の特徴が指摘されている。島根大学法文学部では、教育改革を学部全体で行っており、李教授のレポートにもその様子がうかがえる。李教授は、キャンパスで学ぶ学生の様子にも目を配られ、中国の大学との比較をされている。第二に、日本の裁判員制度の特徴が指摘されている。ここでは、専門職の裁判官のみによる裁判から、市民の視点を取り入れた裁判への移行について、中国人研究者としての理解が明らかにされている。第三に、

法科大学院の設置とその現状を紹介されている。李教授は、裁判員裁判に対する批判的な見解を紹介されながら、司法制度改革が本来目指していた目標を実現することの困難性と、それにも関わらずその目標を実現することの意義を理解しようとされている。

本稿は、中国でのこれからの法学教育の参考のために書かれたものであるが、翻って、我々日本の法学教育を再評価するための参考ともなるものであろう。また、裁判員裁判制度や法科大学院の設置をはじめとする日本の司法制度改革が中国の法学者にどのように受け取られているかを確認する意味も有している。それは、日本の司法制度改革への新たな視点を提供するものであろう。本稿を邦訳し、紹介する理由はここにある。

本稿刊行にあたっては、陳敬舒君（島根大学大学院人文社会科学研究科大学院生）に日本語への翻訳をお願いし、居石と同君とで協議しながら適宜補正している。

なお、諸般の事情により本稿の掲載が遅れたこととお詫びします。（居石）

私は、2008年の4月上旬から10月下旬まで、山東大学法学院と島根大学法文学部との交流協定に基いて山東大学法学院から派遣され、外国人研究者として島根大学法文学部に留学した。今回の訪問留学の任務が終わり、いま、山東大学法学院に戻っている。これから、今回の訪問留学生生活を総括したいと思う。

—

島根大学を訪問した主な目的は、留学目的である課題の研究を行うことである。当然の事ながら、島根大学にいる間、自分が関心を持つテーマについて、文献をよく読み、人々によく聞き、よく問い、よく学んだ。私は、7カ月の訪問留学の間、週末と祝日を除き、各教室を奔走していた。夕食後も、毎晩、研究室や図書館で本を読んだり資料を集めたりして過ごしていた。

島根大学は大規模ではないが、総合理工学部・生物資源科学部・教育学部・医学部・法文学部の5つの学部のほかに、大学院は、法務研究科を含めて6つの研究科がある。法文学部法経学科の授業形式は多様である。200人も入れる大教室での授業もあれば、5・6人のゼミもある。一番多いのは、やはり、50～80人程度の授業である。4月は、日本の大学の新学期の始まりである。計画に従って、私は、遠藤先生の「日本国憲法」と「労働法」、江渕先生の「民法Ⅰ」と「民事法専門演習」、居石先生の「法学入門」と「日本法制史」、永松先生の「日本国憲法」の授業に出席した。ほかには、「日本事情」や「成長心理学」など、日本語の勉強と日本への理解に役立つ授業も受けた。夏休みには、外部嘱託講師による集中講義（他の大学の先生を招聘して夏休み中の3～5日間で授業を行う）があるので、「社会福祉学特論」、「西洋法制史」、「消費者契約法」、「民事手続法」、「比較刑事法」、「犯罪者処遇論」などの授業を受けた。9月27日に最後の授業が終わったが、新学期が近づいていた。

正直に言うと、最初、教室で座って授業を聞く時、耳と脳が動かなくなったみたいで、反応できなかった。先生からレジュメをもらわないと、本当に困った。しかし、毎日授業に出席したので、耳がだんだん慣れてきて聴き取れるようになってきた。半年ぐらいを経て、授業の内容をほぼ全部聞き取れるようになった。

授業を聞くと同時に、私は、島大の先生の授業のやり方にも注意を払い、勉強になった。何回か授業を聞いて、先生たちはとても真面目だということが感じられた。各教員は、事前に授業の内容をレジュメにして人数分印刷し、授業が始まる前にそれを学生たちに配布する。ある教員は、それと同時に出席カードを学生に配る。学生は氏名・学部・学科・学年・学生番号を出席カードに記入する。学生は、疑問があれば質問を出席カードに記入し、授業が終わったら先生に提出する。島大では、正当な理由なしで4回以上欠席すると当該授業の単位が認められなくなる授業もある。そのため、学生たちは真剣に出席カードに記入する。レジュメと出席カードを印刷するのに費用がかかっ

ているが、その効果は顕著であろう。

私は、授業を受けるのと同時に、各教室の状況にも注目した。各学部棟にある小型教室を除き、島大の大講義で使われる教室は、山東大学の公交棟と似ている。各教室の施設がとてもよく、マルチメディア教学機械が完備され、窓のカーテンさえ自動で、授業の時、先生が自由に教室内の明るさを調整できる。黒板も特色がある。教室の両側に座る学生たちにはっきり見えるように黒板がアーチ形に作られていた。実用的だと思った。また、島大の教室にある黒板は環境にやさしい材料で作成され、青くて、とても見やすいと思った。

授業以外では、私は学生にも注目した。島大の学生は、日本の他の大学の学生と同じく、憲法上の自由があると思う。この自由には、髪型の自由、服装の自由、社団（サークル）を作る自由が含まれ、学生が受ける授業さえ自由に選択できる。若者が若者らしい顔をし、活発で元気がよい。中国はいつこういう風になるんだろう。現在、中国の大学では必修科目として政治コースの科目がたくさんある。しかし、それは、日本の大学であらゆる学生が学ぶ日本国憲法とか日本事情とかというような科目ではない。これからは、中国の大学で、中国憲法とか中国事情という科目をあらゆる大学生が学ばねばならない必修科目とし、現在の様々な政治コース科目などを選択科目にかえればいいのではなかろうか。そうすれば、大学生たちは解放され、学生たちは、その時間で自分の興味がある活動に参加できるようになるであろう。これはどんなにいいことだろう。

ここで、私が見た日本を松江市を中心にして紹介したいと思う。日本は、政治上は立憲主義、経済上は資本主義、文化上は多元主義、信教上は自由主義、管理上は自治主義、保障上は社会主義、生活上は寛容主義、環境上は保全主義、意識上は民族主義だと思う。私は、特に、環境保護について深い印象が残った。島大のある松江市は530平方キロメートルあり、人口は17万ほどある。規模が大きくなり、人口も多くないが、環境保護についてはとても細かいところまで定められている。松江市は、水源の保護も重視し、緑化率も高

く、ゴミ分別もとても厳しい。日本に来たばかりの頃は、私は、何回も間違っ
て、注意され、とても恥ずかしかった。詳しく聞いてから、やっと正確に分
別できるようになった。

二

明治維新以来、日本は、官僚により国家制度が変更され続けてきた。この
過程で、①官僚から民衆へ、②国から地方へ、③大きい政府から小さい政府
へ、④さらには国民の立場の変化、統治の客体から統治の主体へ、⑤事前規
制型社会から透明性が高い自己責任で自由競争を前提にする事後制裁的救済
型社会へ、などの側面が見られる。司法界もこの国家制度変更の影響を受け
た。そして、新しい国家制度を支える司法はどのような司法なのであろう。
どうやって変革しているのだろうか。どうやって裁判員制度を施行させるのだ
ろう。どうやって国民が理解しやすい、信頼される司法を作るのだろうか。こ
れらのことは、日本の司法界が直面する問題でもある。そうして、これは、
私自身の研究テーマの核でもある。私は、訪問研究の間に、日本における裁
判員制度の導入について系統的な研究を行った。今回、法律専門家の教養・
法科大学院教育の創立に関する挑戦などについてまとめた。

（一）裁判員制度の導入及びその意義

1、裁判員制度の枠組

（1）裁判員が参与する事件の範囲

最高裁、法務省と日本弁護士連合会によって作成された裁判員制度の宣伝
資料に基づくと、2006年には、地方裁判所が審理した事件の中に、裁判員制
度に適用される事例は3111件あった。裁判員裁判の対象となる事件は以下で
ある。

- ① 殺人
- ② 強盗致死傷
- ③ 傷害致死

- ④ 危険運転致死
- ⑤ 現住建造物等放火
- ⑥ 身代金目的誘拐
- ⑦ 保護責任者遺棄致死など

(2) 裁判員の選任範囲及びその方法

裁判員は、法廷に出された証人の証言や証拠などをもとに、他の裁判員や裁判官と一緒に評議し、被告が有罪か無罪かを判断する。有罪の場合には量刑を判断する。裁判員に選ばれる人には、法律の専門知識は必要とされない。法律の専門知識が必要な場合には、裁判官が詳しく説明する。以下の4種類の場合は、法律の規定により裁判員になれない。しかし、それ以外の人で選挙権のある人は原則上裁判員を担当できる。

第一は、欠格事由のある人である。①義務教育を終了していない人。②国家公務員法第38条の規定に該当する人（成年被後見人や被保佐人など）。③禁錮以上の刑に処せられた人。④心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある人などである。

第二は、就職禁止事由（裁判員の職務に就けない事由）のある人である。①国会議員・国務大臣・国家行政機関の幹部職員、②司法関係者（裁判官・検察官・弁護士など）、③大学の法律学の教授・准教授、④都道府県知事及び市町村長、④自衛官などである。

第三は、事件の関係者である。例えば、①審理する事件の被告又は被害者本人、その親戚、同居者など、②審理する事件について、証人または鑑定人になった人、被告人の代理人・弁護士など、検察官または警察職員である。

第四は、不公正な裁判をする可能性があるとして裁判所に判断される人である。

裁判員の選任方法は、衆議院議員の選挙人名簿に基づく候補者から選任するというものである。具体的には3つの段階に分かれている。

第一に、前年の秋頃に、①各裁判所は抽選で候補者を選び、裁判員候補者名簿を作成する、②前年の11月頃、候補者に通知し、調査票を送る。裁判所

は、返ってきた調査票の記載により、裁判員になれない人や、辞退が認められる人を判断する。

第二に、裁判を行う6～8週間前までに、裁判所は、①審理される事件の裁判員候補者を名簿の中から抽選で選び、呼出状と質問票を送る。②返された質問票の記載により、辞退が認められるかどうかを判断する。

第三に、裁判員に選任される期日（通常は、裁判当日の午前中）に、①裁判員を担当できない理由のある人の辞退が認められ、②検察官と弁護士は、指名によって候補者を忌避する（不選任）ことができ、③残った人の中からくじによって裁判員を選出する。

（3）裁判員の仕事の内容

裁判員は以下の仕事を担当する。

第一に、公開の審理（公判）に出席すること。公判中、証拠として提出された物品（物証）・書類（書証）などを取り調べるほかに、証人と被告人に質問する。

第二に、非公開の評議を行い、評決（有罪か無罪かの決定と、有罪の場合には量刑を決定する）を行うこと。裁判官を含む過半数の意見の一致により評決が行われる。裁判員は、被告人が有罪か無罪か、どの刑罰を科すかについて裁判官と討論する。裁判員は、裁判官と同じ地位と権限を有する。

第三に、公開で判決を宣告すること。裁判長が判決を宣告した後、裁判員の仕事が終了する。

（4）裁判員の権利・義務

第一に、原則上、裁判員に選任されるのは国民の権利であり、辞退すべきではない。ただし、以下の場合、裁判所による認定の上、裁判員を辞退できる。①70歳以上の人、②地方公共団体の議会の議員（ただし、会期中の場合に限る）、③学生・生徒、④過去5年以内に裁判員及び補充裁判員になった人、⑤過去3年以内に選任予定裁判員であった人、⑥過去1年以内に裁判

員候補者として裁判所に行った経験がある人、⑤やむを得ない事由があり、裁判員の職務を履行できない及び裁判所に行けない人。すなわち、a. 重い病気や怪我、b. 親族・同居人の養育・介護、c. 事業に損害を与える可能性がある時、d. 親の葬式、e. 妊娠中もしくは出産の日から8週間以内、または、妻・娘の出産のための入退院の付き添いや出産の立ち会い、f. 親族または同居者の通院・入院・退院などの付き添い、g. 住所または居所が裁判所から離れていて裁判所に行くのが困難な場合、h. 裁判員の職務の履行により、本人または第三者に肉体・精神上、または経済上重大な不利益が生ずる可能性がある場合である。

第二に、法律の規定により、裁判員に選任された人の休暇が保障される。

第三に、裁判に関与することにより裁判員に危害が加えられることが予防されている。①裁判員の個人情報公開することの禁止、②評議の時の裁判員の意見は非公開、③裁判員及びその家族を脅したりした人に法律上の処罰規定を作る、④裁判員に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の裁判への関与が極めて困難な事件である場合、裁判員が不参加で裁判官だけで裁判する。

第四に、公判前整理手続や連日開廷などにより、裁判員裁判に要する時間を出来るだけ減らす。

第五に、裁判員の職を行う期間に応じて、報酬や交通費・宿泊費などの金銭が交付される。裁判員及び補充裁判員の一日の日当の上限は1万円とする。

第六に、裁判員候補者は裁判所からの呼び出しに応じる義務がある。

第七に、裁判員は、裁判員の職を行った時に知った秘密を守る義務（守秘義務）がある。評議の秘密、評議以外でも、事件関係者のプライバシーに関与する事柄などの秘密を守らなければならない。その秘密を漏らした人には処罰が科せられる。

2、裁判員制度を導入する理由

裁判員制度を導入する理由は、最高裁判所によれば、国民を裁判に参加さ

せ、刑事裁判の判決に国民の考え方を反映させるためである。これによって、裁判に対する国民の理解がえられ、裁判の信頼性を高めることになる。

裁判員裁判の導入は、刑事裁判だけでなく、日本の司法制度全般にわたって大きな影響を与えらると思われる。

第一に、国民が司法過程に参加することは、民主性を表すために先進国が行う一般的なやり方である。世界中のほとんどの先進国は、裁判員制度と似た、国民を司法に参加させる組織制度を確立し、司法上の不正行為を防止出来るようにしている。日本では、主権者としての国民は、司法への監督・参与の仕組みをあまりもっていない。裁判員制度は、国民が日本の司法制度に本格的に参加する試みであり、民主的な司法の表現として意味がある。

司法への国民参加は、他の領域でも考えられるであろう。たとえば、日本では、毎年、行政機関を相手に訴訟を提起する事件の数は1800件しかなく、原告の勝訴率は10%しかない。市民を行政訴訟の審理に参加させたら、行政訴訟が国民にわかりやすくなり、訴訟過程が国民の利益の保護と救済の目的に基づいて展開されるようになるであろう。

第二に、裁判官が専門的に行っていた裁判のやりかたを改め、裁判への国民の信頼を高め、国民への抑圧として働く裁判を減らすためである。日本では、法律専門家の数が少ない。これは、裁判に時間がかかったり、司法への国民のアクセスを妨げる要因となっている。他方で、裁判官と国民との距離が遠いので、政治団体及び大企業などの圧力を受け、国民に不利益となる判決や損失を与える判決を下す裁判があるともいわれている。これは、司法権に対する国民の信頼を損なうものと思われる。

第三に、法治国家の実現のために、それを支える国民の基礎を作ることである。法治主義を機能させるため、次のことが求められるだろう。①司法判断にいたる理由や過程の公開・明確性・安定性を維持するために法規定を作る、②司法の独立をより一層保障する、③公開され、公正な審理手続を保障する、④国民の司法へのアクセスのために、健全で完全な方法を作る、ことが必要である。

第四に、国民主権を確実にすることである。国家から提供されるサービスが不公平・不平等・不相当である場合、国民は、主権者として、その改善を要求できる。司法の場合も同様であり、国民は、より良い司法のために制度改革の要求を提起できるようになるであろう。これは、司法への国民の信頼度を高めるであろう。

3、裁判員制度の課題について

まず第一に、法律の素人が裁判員として参加するのだから、裁判員にどのような証拠を提示するかが問題となる。たとえば、取調べ調書はP-300等脳波虚実判定の結果やCTスキャン導入の結果に基づき作成される場合があるが、その適切さが問われるであろう。また、幼少期の状態などの被疑者の成長過程や心理面の状態、犯行や被疑者に関わる科学・医学面の詳細データをいかに作成するかである。DNA鑑定、解剖オートプシー、イメージング(Ai)の徹底をはかり、それを裁判員にわかりやすく提示することが必要になる。同時に、捜査資料保存の義務化、冷静な捜査取調べ等が一層必要となる。これとの関わりでいえば、取調べの全面可視化の実現は大きな意味をもつであろう。

実際の裁判では、裁判員が証拠品を見る機会がある。殺人など重い刑罰が科せられる重大事件について裁判員が審理することになることは、人々はすでに理解していると思う。しかし、このような審理の法廷で提出される証拠の中には、正直に言って、裁判員が見るに耐えない物的証拠や画像、再現シーンなどがあるはずである。実際、遺体がバラバラにされてしまった某事件では、遺族や傍聴人らが席を立つほどの衝撃的な再現シーンがモニターで映しだされた。裁判員が、途中で気分が悪くなった場合、審理を中断して退出ができるのかどうかは不明である。最高裁判所は、裁判員への「心のケア」対策として無料カウンセリング等を実施すると言っているが、その効果も未知数である。

次には、法律専門家即ち裁判官・検察官・弁護士などの法律専門業界の準

備の問題である。裁判官は、法律の専門家ではない普通の人とコミュニケーションする能力がないといけない。検察官も法廷に証拠を提出する時間を今までより大幅に縮めなければならない。対応に一番苦慮しているのが、弁護士達である。2万5000人の弁護士のほぼ半分が、裁判員制度の導入について反対意見をもっている。彼らは、裁判員裁判の評決の仕方に疑問を抱いている。裁判員裁判では、職業裁判官3名と裁判員6名、合わせて9名の過半数の賛成で評決が行われるが、その際、少なくとも職業裁判官のうち1名が多数意見に賛成していなければならないことになっている。裁判員3名で裁判官1名分の権限をもつとするならまだ分かるが、裁判員6名全員一致の賛否よりも裁判官3名の判断が優先されるなら、わざわざ一般国民を半強制的に裁判に参加させる意味はないと彼らは主張している。また、裁判員裁判に対して十分な準備を弁護士ができれば、かえって被告人に不利益を生じさせるおそれがあるが、弁護人に十分な準備期間が保障されているわけではないなどの意見もかつては出された。これ以外にも、裁判員裁判の課題は存在する。たとえば、実際の判決や量刑を議論する評議の過程で、裁判官が裁判員にどのような説明を行うかによって、法律の知識が限られる市民は容易に説得や操作が可能になると思われるが、そこでのやりとりは表には一切出でこないことである。これでは、裁判員裁判を採用する意義を検証できないであろう。彼らはこのようにいって、裁判員裁判に消極的な姿勢をみせている。

裁判員裁判には、他にも課題が指摘できる。まず、「原則的には三日以内で裁判を終了させなければならない」という時間の制限があるので、法廷が事実認定を短時間で確実にできるかが問題になる。そして、時間が少ないので、被告人が無罪を主張する場合、それに対して検察官が十分に証拠を提出できないため、間違った裁判を行う可能性が高くなる。また、裁判員の守秘義務に関し、「裁判内容はOKで個人名や話しの内容は機密保持」というのは分かり辛いし、国民はどうやって対応するのであろうか。真面目な人ばかりが何度も呼び出され、貧乏くじを引く事にならないのかなどである。また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律では、第14条以下で欠格事由や就職

禁止事由などが書かれている。しかし、暴力団員や冤罪被害者、芸能人などの有名人が選ばれる可能性はある。その場合、他の裁判員の判断に影響を与えないであろうか。また、芸能人や有名人などの安全をどのように保障するのであろうか。さらには、容疑者が特定されていない事件の犯人（一般人として生活している）が選ばれる可能性もある。裁判員選任手続で、これらの問題はどのように扱われるのであろうか。

裁判員制度について、未解決の問題がまだいくつか残っているが、積極的な役割が発揮されるという意見が一般的である。事実認定について争いがある場合や、死刑が求刑される事件のように、数は少ないが重大な事件以外でも、裁判員制度が適用されるであろう。

（二）法律専門家の一元論及び教育体制の改革

今の日本では、裁判官はアメリカやスイスのように公選されるのではなく任命されるのである。法曹養成制度は司法試験の合格者を1年半研修させてから裁判官・検察官・弁護士の資格を与えている。この制度は有効に法律専門家を養成できるが、市民から法律の世界を遠ざける。また、法曹一元論が話題となり、新しい法曹養成制度への議論を引き起こしている。

法律専門家の人数を増やすという目的を実現するために、もともとの法学部を法曹養成のための専門的な大学院である法科大学院と法学の基礎を養成することを教育の核心とする法学部に分けた。それとともに、司法試験の制度を改革した。2008年は法科大学院が開校された5年目であり、これまでに新司法試験も3回実施された。

2006年の合格率は48%であり、2007年の合格率は40%である⁽¹⁾。法務省司法試験委員会の資料によると、2008年の合格率は33%であり、合格者は2065人いる。合格者は、2100～2500人の目標に達していない⁽²⁾。これからは、法科大学院の卒業者の人数を基数にすると新司法試験の合格率は20%程度になる。旧司法試験では、募集者が多いが合格率が低い。新司法試験の合格者の中には、大学時代に法律を専門にする人は46%に達し、そうでない人

は32%に達した。合格率が高い大学は7カ所の旧帝国大学のほかに、一橋大・神戸大・千葉大である。私立大学の場合、200人以上の合格者を有する大学は慶応大・中央大・早稲田大・明治大・立命館大・同志社大である⁽³⁾。旧司法試験の下では、学部での成績が悪くて授業をよく欠席する人が合格できることは珍しくなかった。新司法試験の場合、法科大学院を真面目に修了しないと試験に合格する可能性がほとんどない⁽⁴⁾。よって、学生でも学校でもレベルがアップされてきた。

新司法試験の下では、受験者が試験を3回しか受けられない。2008年には、3回目でも合格できなく、受験資格を失った人は172人になった⁽⁵⁾。こうなると、法科大学院を修了し博士の学位を取っても法律専門家になれない人がだんだん増えてくる。これは、法科大学院の在學生に影響を与えるかもしれない。法科大学院の教育課程の内容は、司法試験に基づくだけでなく、判例分析の内容も多い。法科大学院にはできるだけ多くの司法試験の試験対策を学びたい人が圧倒的に多いから、期待する豊かな人格を持つ法律専門家の養成が順調に進むかどうかについて疑問がある。3回の試験とも合格できない人は、司法試験に受かるために、もう一度法科大学院に入学するか、2011年から施行される予定の司法試験予備試験を受けるか、二つしか手がない。そのため、試験を放棄及び延期する人がたくさん出てくるかもしれない。

法科大学院の魅力が小さくなることは明白である。法科大学院の志望者が毎年減っている。法科大学院の入学者の中の社会人の数も非法学部卒業者の数も減っている。法科大学院に入る学生はほとんど法学部卒業生である。つまり、非法学部卒業者と社会人にとって、法科大学院を通じて法律専門家になることは高い魅力を持っていない。これは改革精神に反するはずである。そして、法科大学院を74校まで増やす必要はなく、予定通り30~40校を設置すれば充分である。実際、各法科大学院の学生数は50人から200人である。それ故、200人の学生を有する法科大学院は5・6校あれば充分であり、それ以外で、50人~100人の学生を有する法科大学院を20~30カ所設置し、合格者を3,000人にすることが保障されれば一番理想的だという意見を出す学

者もいた⁽⁶⁾。

また、司法試験に合格して司法修習所に入っても、二次試験に合格できない人は想像より多いと予想される⁽⁷⁾。法律専門家の資格を取れても、簡単に就職できない人も増えるであろう。うまく処理しないと、これらの事態は悪循環になるかもしれない。法科大学院を日本で定着させ、発展させるためには、法科大学院の修了生の多くが法曹になれないという現状がもたらす魅力のなさを解消することが必要である。このことは、法律専門家の養成にとっても重要な課題である⁽⁸⁾。

最後に、法科大学院の教育力を上昇させるのは回避できない課題である。

今、日本では74の法科大学院が設立されている。一年生は全部で6,000人ぐらいいて、予定より多い。法科大学院が予定通り70~80%の合格率を実現できるか。そのために、学生数を減らすべきかどうか重要な課題である。

法科大学院は3年制である。大学時代に法律を学んでいない人がわずか3年間で求められるレベルに到達できるかは不明である。これは制度と矛盾する。これでは、各法科大学院の教育力を判断するのは難しくなる。よって、司法試験を純粋な資格試験とし、司法試験を受ける人数と合格者の比率で法科大学院の教育力を判断するという意見が出た。なぜなら、法科大学院を設置する時、設置規準をみたせば大学院は設立されるが、学校の数については規定されず、それにも関わらず、司法試験の合格者の予定数は定められていたからである。日本経団連経済第二部長阿部泰久は、全部の法科大学院がよい教育成果を得られないなら淘汰される可能性があり、淘汰なら、早めに行ったほうがよい、そうしないと、学生に影響を与え、法科大学院への社会からの評価も悪くなるという意見を述べた。今の法科大学院の学生の学力は低くなく、問題はどのようにして実力をアップするかであると藤井伊久雄が言った⁽⁹⁾。一橋大学の後藤昭先生は自分の経験を参考にして次のように述べた⁽¹⁰⁾。3年で全部の学生が合格水準に達するのは不可能である。しかし、可能な学生は少なくないはずである。優秀な学生を法科大学院に集めるならば、当然の事ながら教育効果は高くなる。去年の司法試験では、成績が一番

良い人は社会人である。法科大学院は、教育方法をまだ完全に完成させていないが、それでも法科大学院を設置するのは間違いではないと。今の法科大学院で教育されるのは、主に、法律を運用する技術、法律の知識を教えることで法律を道具として・手段として活用する方法である⁽¹¹⁾。

今の法科大学院の教育理念はどうやって法律技術を運用するかということであり、道具的・手段的に法律を活用することを重視している。

また、日本の弁護士界では、新司法試験の施行によって人数が増え、質が下がり、優秀な人材が法科大学に進学しなくなる可能性があるという意見がある。事実、合格者の比率が低下し、時間とお金をかけても必ず司法試験に合格できるわけではないので、一部の優秀な学生は進路を他の領域に変えた。もし人数を制限せずに、頑張れば司法試験に合格できるなら、法科大学院に行く学生が多くなるかもしれない。しかし、そうするならば、法科大学院に入学する基準を高めて、厳しくする必要がある。人数が決められたため、合格率が高くなくなったので、法科大学院を卒業しても司法試験に合格できない人達はどうすべきか、司法試験に合格しても法律専門家になれない人達はどうすべきか、など、新司法試験の合格定員制度の下で新たな問題が出てきた。対策として、①法律事務所の数を増やし、規模を拡大すること、②海外法律サービス市場に進出すること、③法科大学院を修了しても司法試験に合格できない人のために就職できる途を作るということが考えられる。法務省はこの問題を研究する専門の機構を設立することを考えている。

(1) 山田卓生：「法科大学院と新司法試験」,「法の支配」2008年第1期
「平成20年新司法試験の結果について」

(2) <http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h20kekka01.html>

(3) 山田卓生：「法科大学院と新司法試験」,「法の支配」2008年第1期

(4) 山田卓生：「法科大学院と新司法試験」,「法の支配」2008年第1期

(5) 石川淳一：「新司法試験 合格率33%に低下…合格者ゼロも3校に」,「毎日新聞」2008年9月11日

(6) 山田卓生：「法科大学院と新司法試験」,「法の支配」2008年第1期

(7) 弁護士法第5条2号によれば、「司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上」あり、法務省令で定める法人が実施する一定の研修課程を修了すれば、弁護士になることができる。しかし、この経歴により弁護士になる人は非常に少ない。

(8) 四宮啓等「法曹養成制度の現状と課題」,「法律時報」80巻4号(2008年)

(9) 四宮啓等「法曹養成制度の現状と課題」,「法律時報」80巻4号(2008年)

(10) 四宮啓等「法曹養成制度の現状と課題」,「法律時報」80巻4号(2008年)

(11) 四宮啓等「法曹養成制度の現状と課題」,「法律時報」80巻4号(2008年)